

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第七十五条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第七十五条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充  
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業            者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）            第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げ            る者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十            パーセントとする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>二 （略）</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生            支援機構により保証されたエクスポージャー）            第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げ            る者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十            パーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 （略）</p>

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業 者再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第六十九条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる 者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パ ーセントとする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構により保証されたエクスポージャー） 第六十九条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる 者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パ ーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十二条 第二十二条から前条までの規定にかかわらず、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十二条 第二十二条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>

## 附 則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。